

別紙 令和 年度(年分) 給与支払報告書(総括表) ※ 1月31日までに提出してください。

鶴田町長 宛										指定番号	
令和 年 月 日提出											
給与支払者の個人番号又は法人番号										(右詰で記載)	
給与支払者										事業種目	
所在地										受給者総人数	
(フリガナ)										鶴田町への報告人員	
同上の名称										特別徴収者	
代表者の職氏名										普通徴収者(要理由書)	
連絡者の氏名及び電話番号										合計	
課 係 氏名										上記のうち退職者(予定を含む)	
※前職分がある場合は、その分を含めて年末調整してください。その場合は、摘要欄に前職分の会社名、支払金額、社会保険料、源泉徴収税額を必ず記載してください。										所轄税務署	
										給与の支払方法及びその期日	
										納入書の送付 要・不要	
										理由書	
										番号確認	
										身元確認書類	
										有 済	
										無 未済	
										その他()/未済	

給与支払報告書(総括表)の記載にあたっての留意事項

- 給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のあるものは、次により関係市町村に提出してください。
 - ・1月1日現在において給与の支払を受けている者 1月31日まで
 - ・給与の支払を受けなくなったもの(以下「退職者」という) 退職した年の翌年の1月31日まで
- 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者が個人事業主の場合は、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう)又は法人の場合は、法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
- 「受給者総人数」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人数を記載してください。
- 「鶴田町への報告人員」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する者(退職者を含む)の延べ人数を記載してください。
- 「普通徴収者(要理由書)」欄には、提出先の市町村において普通徴収に該当する者の延べ人数を記載してください。なお、普通徴収に該当する者がいる場合は、「普通徴収切替理由書兼仕切書(以下「切替理由書」という)」に該当理由ごとの人数を記載し、この報告書とあわせて必ず提出してください。
- 給与支払者が個人事業主の場合は、番号法に定める本人確認のため、「個人番号カードの表面及び裏面の写し」もしくは、「通知カードの写しと運転免許証等の写し」等を添付してください。

普通徴収切替理由書 兼 仕切書

令和 年 月 日提出 ※きり線できり線後、A5サイズのまま提出してください。

市町村名		鶴田町		指定番号		
特別徴収義務者名						
符号		普通徴収該当理由				人数
理由1		総受給者数が2名以下				人
理由2		他の事業所で特別徴収が行われている(乙欄該当者)				人
理由3		給与の支払いが不定期である				人
理由4		事業専従者である				人
理由5		退職者及び退職予定者(3月末まで)				人
普通徴収対象者合計人数(総括表の「普通徴収者」欄の人数と一致します)						人
※上記以外の理由(従業員の希望等)で普通徴収への切替えはできません。						

- ※ この切替理由書は、当面、普通徴収を認める基準(理由1~5)を示すものです。
- ※ 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に必ず上記符号(理由1~5)を記入してください。
- ※ この普通徴収切替理由書の提出がない場合は、原則として特別徴収となります。

普通徴収切替理由書兼仕切書の記載にあたっての留意事項

- この「普通徴収切替理由書兼仕切書(以下「切替理由書」という)」は、当面、普通徴収を認める基準を示すものです。
- 上記理由(理由1~5)に該当する場合は、特別徴収義務者からの申請に基づき、当分の間例外として普通徴収とすることができます。
- 普通徴収に該当する者がいる場合は、給与支払報告書と一緒にこの切替理由書を提出してください。(切替理由書の提出がない場合は、原則として「特別徴収」となります。)また、普通徴収に該当する者の「給与支払報告書(個人別明細書)」の摘要欄に、必ず上記符号(理由~5)を記入してください。
- この切替理由書により普通徴収への切り替えを申請した場合でも、確認の結果、特別徴収とすることがあります。